

公文書の保存、廃棄及び利用と歴史館収集資料について

1 特定歴史公文書としての保存

長野県公文書等の管理に関する条例（令和2年3月19日条例第8号）により、長野県の実施機関の職員が職務上作成し、又は取得した文書である公文書の中で、歴史的に重要な資料であるものは、保存期間満了後に知事に移管され特定歴史公文書として保存される。

（補助執行により特定歴史公文書の保存は歴史館が実施）

○ 特定歴史公文書として移管される公文書

長野県公文書管理規程（昭和44年2月17日訓令第2号）（別表第1）（第13条関係）

「3 保存期間の満了時の措置」より

小分類ごとに、保存期間を設定する際に参酌した保存期間欄に対応する付表の保存期間の満了時の措置の欄を参酌して定めるものとする。ただし、当該小分類に属する公文書ファイル等に、付表において移管するものとされている公文書又は次の(1)から(5)までに掲げる公文書が含まれるときは、当該小分類の保存期間の満了時の措置は、移管としなければならない。

- (1) 実施機関の組織及び機能並びに政策の検討過程、決定、実施及び実績に関する重要な情報が記録されている公文書
- (2) 県民の権利及び義務に関する重要な情報が記録されている公文書
- (3) 県民を取り巻く社会環境、自然環境等に関する重要な情報が記録されている公文書
- (4) 県の歴史、文化、学術、事件等に関する重要な情報が記録されている公文書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、県の諸活動について、現在及び将来の県民に伝える価値の高い情報が記録されている公文書

（付表）

1 分類、保存期間及び業務単位での保存期間の満了時の措置

- (1) 条例等の制定又は改廃及びその経緯

区分	公文書の内容又は形式の別	保存期間	保存期間の満了時の措置	
条例、規則、訓令等に関する公文書	(ア) 条例又は規則の制定又は改廃及びその経緯に関するもの	30年	移管	
	(イ) 訓令、告示、要綱等の制定又は改廃及びその経緯に関するもの	a 重要なもの	30年	次のものは移管とし、それら以外のものは廃棄とする。 (a) 重要な訓令又は告示に関するもの (b) 県行政又は県民生活に顕著な効果又は影響を与えた要綱等の制定、大きな改正又は廃止に関するもの
		b 一般的なもの	10年	
		c 軽易なもの	5年	

（略）

2 公文書の廃棄

長野県公文書等の管理に関する条例に基づき、特定歴史公文書として移管されない公文書は保存期間満了後に廃棄される。廃棄するときは長野県公文書審議会の意見を聴かなければならず、廃棄が適当でない旨の意見があったときは、特定歴史公文書として移管するか、公文書として保存期間の再設定を行い保存することになる。

3 県立歴史館の収集資料

- (1) 特定歴史公文書 ・ 令和4年度 1,818件 ・ 令和5年度 1,768件
- (2) 令和4年度以前に収集した行政文書 41,148件
- (3) 歴史館が所蔵する現代史資料の抜粋

占領期関係	GHQ マイクロフィルム・戦後新聞記事
県政・議会関係	県議会資料、長野県特定歴史公文書、林虎雄所蔵史料
経済・金融関係	金融経済日報日銀松本支店1～5
経済・農業関係	全国中央農業協同組合資料、大原社会問題研究所1～5、野辺山野開拓農協史料、海外移民関係資料
社会運動関係	東芝川岸工場労働争関係史料1、連合青年団関係資料
女性史関係	信濃婦人新聞1～111号翻刻、南信婦人新聞、八千穂村馬越婦人会関係史料1～3※農協婦人部関係史料
文化関係	戦後の新聞文化欄、公民館報 戦後文学に描かれた信州、信州博、史誌編さん事業
統計・年表関係	都道府県統計集成
聞き取り関係	聞き取り150名程度実施済

4 公文書及び特定歴史公文書の調査に係る法律について

○個人情報保護に関する法律

(利用及び提供の制限)

第六十九条 行政機関の長等は、法令に基づく場合を除き、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供してはならない。

2 前項の規定にかかわらず、行政機関の長等は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、利用目的以外の目的のために保有個人情報を自ら利用し、又は提供することができる。ただし、保有個人情報を利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は提供することによって、本人又は第三者の権利利益を不当に侵害するおそれがあると認められるときは、この限りでない。

- 一 本人の同意があるとき、又は本人に提供するとき。
 - 二 行政機関等が法令の定める所掌事務又は業務の遂行に必要な限度で保有個人情報を内部で利用する場合であって、当該保有個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
 - 三 他の行政機関、独立行政法人等、地方公共団体の機関又は地方独立行政法人に保有個人情報を提供する場合において、保有個人情報の提供を受ける者が、法令の定める事務又は業務の遂行に必要な限度で提供に係る個人情報を利用し、かつ、当該個人情報を利用することについて相当の理由があるとき。
 - 四 前三号に掲げる場合のほか、専ら統計の作成又は学術研究の目的のために保有個人情報を提供するとき、本人以外の者に提供することが明らかに本人の利益になるとき、その他保有個人情報を提供することについて特別の理由があるとき。
- 3 前項の規定は、保有個人情報の利用又は提供を制限する他の法令の規定の適用を妨げるものではない。
- 4 行政機関の長等は、個人の権利利益を保護するため特に必要があると認めるときは、保有個人情報の利用目的以外の目的のための行政機関等の内部における利用を特定の部局若しくは機関又は職員に限るものとする。